

## 【重要】令和2年度の寄附金領収書発行について

当協会へのあたたかいご支援をいただきありがとうございます。  
当協会への寄附金と会費は、所得税などの税制優遇の対象となりますが、公益財団法人に認定された初年度であり、次のようになります。

### 1. 所得税 (条件)

- 所得控除の対象 : **令和2(2020)年4月1日から**令和2(2020)年12月31日までに入金確認できたもの
  - 税額控除の対象 : **令和2(2020)年7月13日から**令和2(2020)年12月31日までに入金確認できた寄附金と会費
- ※所得税の控除は、対象期間内であれば、「所得控除」と「税額控除」から有利な方を選択できます。

### 2. 住民税

本部がある東京都にお住まいの方は、所得税に加え、都民税も控除対象となります。

### 3. 寄附金受領証明書(領収書)の発行

- ・ **寄附金受領証明書の発行は、寄附金と会費の合計額が10,000円以上とさせていただきます。それ以外でも必要な方には個別に発行いたしますので、下記のお問合せまでご連絡ください。**
- ・ 寄附金受領証明書(領収書)は、令和3(2021)年1月下旬をめどに郵送いたします。

### 【お問合せ先】

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問合せください。  
本部事務局 TEL : 03-3818-6563 (平日9:30~17:00)

以上